

期日指定定期預金

(平成28年11月21日現在)

1. 商品名 (愛称)	期日指定定期預金						
2. ご利用いただける方	個人のお客さまに限ります						
3. 期間	<p>最長3年</p> <p>満期日はこの預金の全部または一部についてお預入れ日の1年経過後から3年までの間の任意の日を選定できます。</p> <p>お預入れ時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。</p>						
4. お預入れ方法 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額 (3)お預入れ単位	<p>一括お預入れ</p> <p>100円以上300万円未満</p> <p>1円単位</p>						
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。						
6. 利息 (1)適用金利 (2)支払頻度 (3)計算方法	<p>お預入れ時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</p> <p>満期日以後に一括してお支払いします。</p> <p>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算とします。</p>						
7. 手数料	—						
8. 付加できる特約事項	<p>総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)</p> <p>法令に定められた条件を満たせばマル優でのお取扱いができます。</p>						
9. 税区分	<p>マル優または分離課税（国税15.315%および地方税5%、合計20.315%）となります。</p> <p>※分離課税の場合、平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が追加課税されています。</p>						
10. 中途解約時の取扱い	<p>据置期間（1年未満）に解約する場合は、次の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により1年毎に複利計算した利息と共に払い戻します。</p> <p>なお、算出した中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>お預入れ期間</th> <th>解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> </tbody> </table>	お預入れ期間	解約利率	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×40%
お預入れ期間	解約利率						
6か月未満	解約日の普通預金利率						
6か月以上1年未満	約定利率×40%						
11. その他参考となる事項	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。						
12. 金融商品販売法に係る重要事項のご説明	本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。						

## 期日指定定期預金

13. 苦情受付窓口	営業店：お取引店 本 部：お客様相談所 089-933-1111 ● 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） ● 受付時間：午前9時～午後5時
------------	---

### 【全国銀行協会相談室】

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル19階（全国銀行協会内）



0570-017109

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時

(2-2)